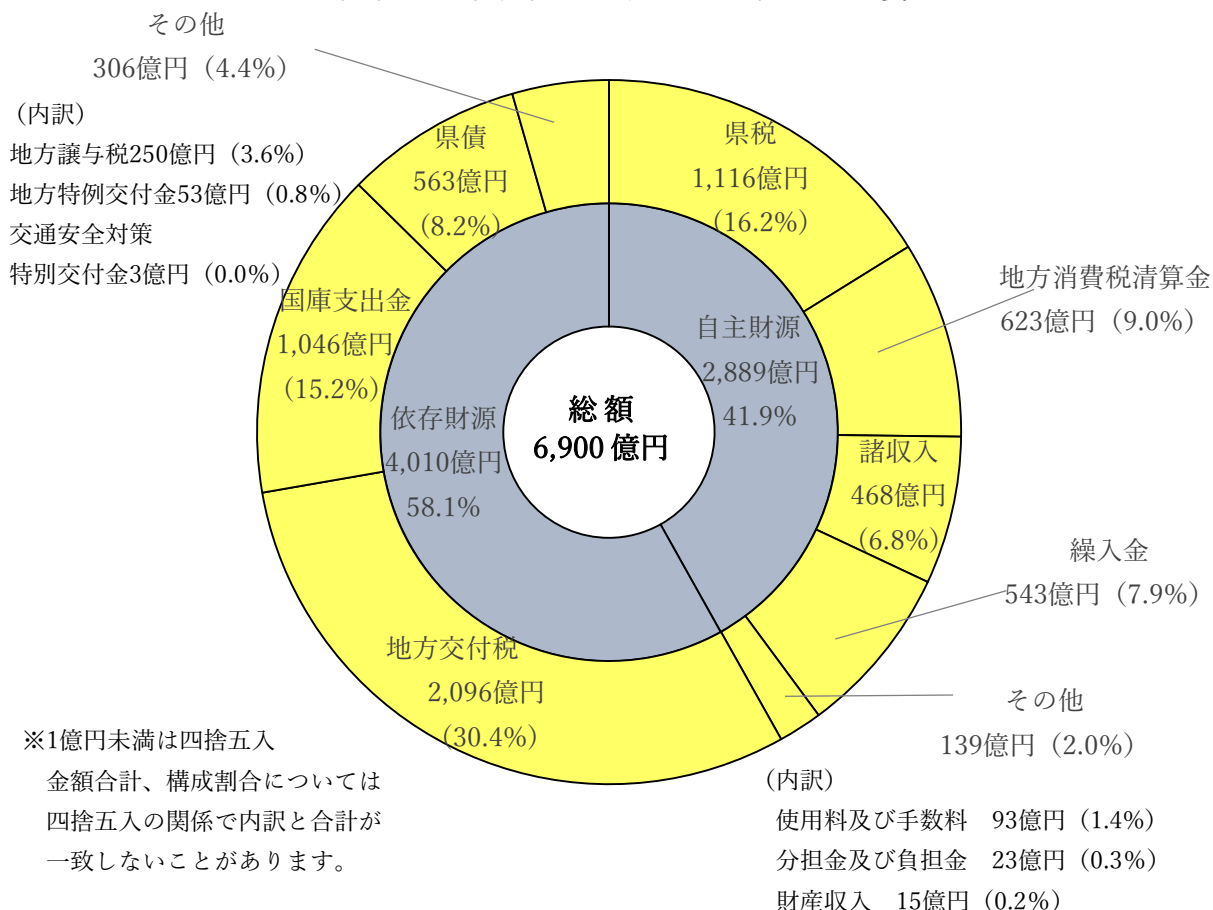


県 税 デ ー タ

県の予算

歳 入

令和8年度一般会計当初の予算

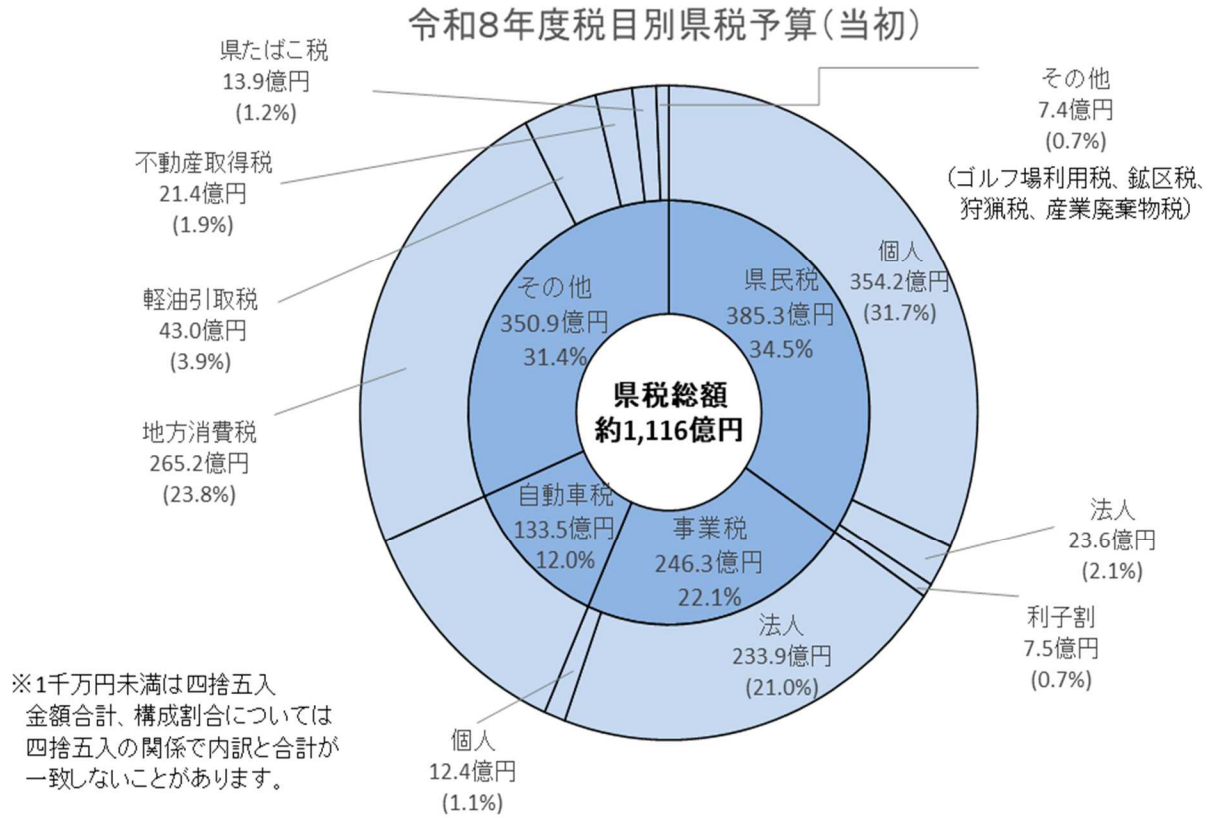


(参考)

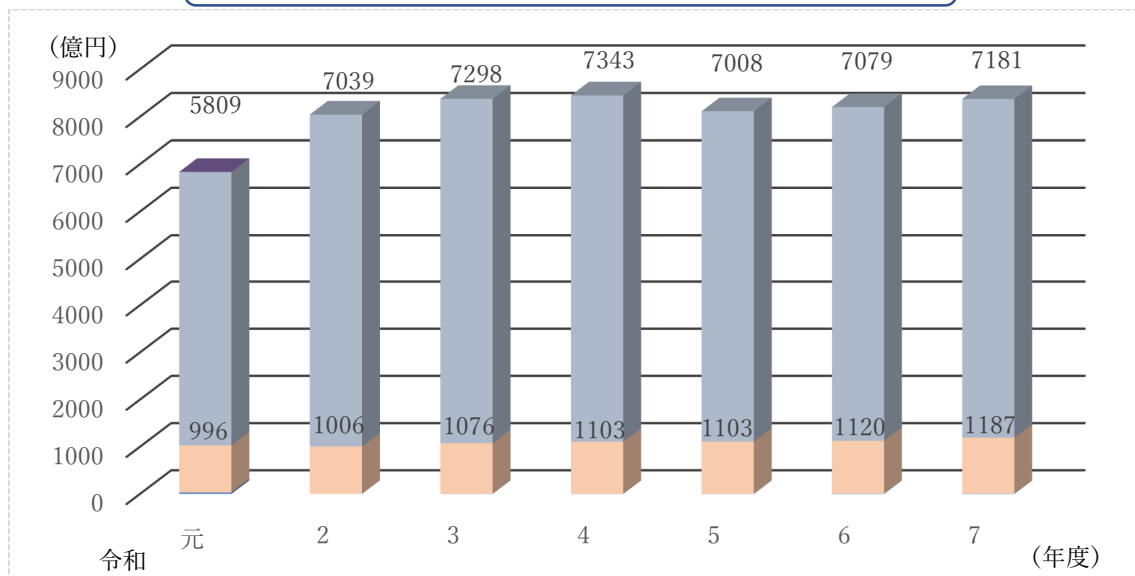
- 自 主 財 源・・・県が自分で賄うことができる財源。県税がおおよそ4割を占めます。
- 依 存 財 源・・・自主財源以外のもので国から受ける財政援助等です。
- 国庫支出金・・・地方公共団体の経費に充てるための国からの補助金等です。
- 地方交付税・・・地方財政の均衡を図ることを目的に、国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額が国から地方公共団体に交付されるものです。
- 地方譲与税・・・国が徴収した特定の税を一定の基準により地方団体に譲与するものです。地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税、特別法人事業譲与税などがあります。
- 県 債・・・公共施設、学校等の大規模な建設事業や災害復旧事業などを行う場合、単年度に多額の財源を必要とし、その年度の財源のみでは事業実施が困難な場合があります。この不足財源は、政府資金や市中銀行等からの借入れにより調達されます。これを県債といいます。

県税歳入予算

県税の令和8年度の当初予算は、約 1,116 億円で、県民税、事業税及び自動車税で 68%を占めています。

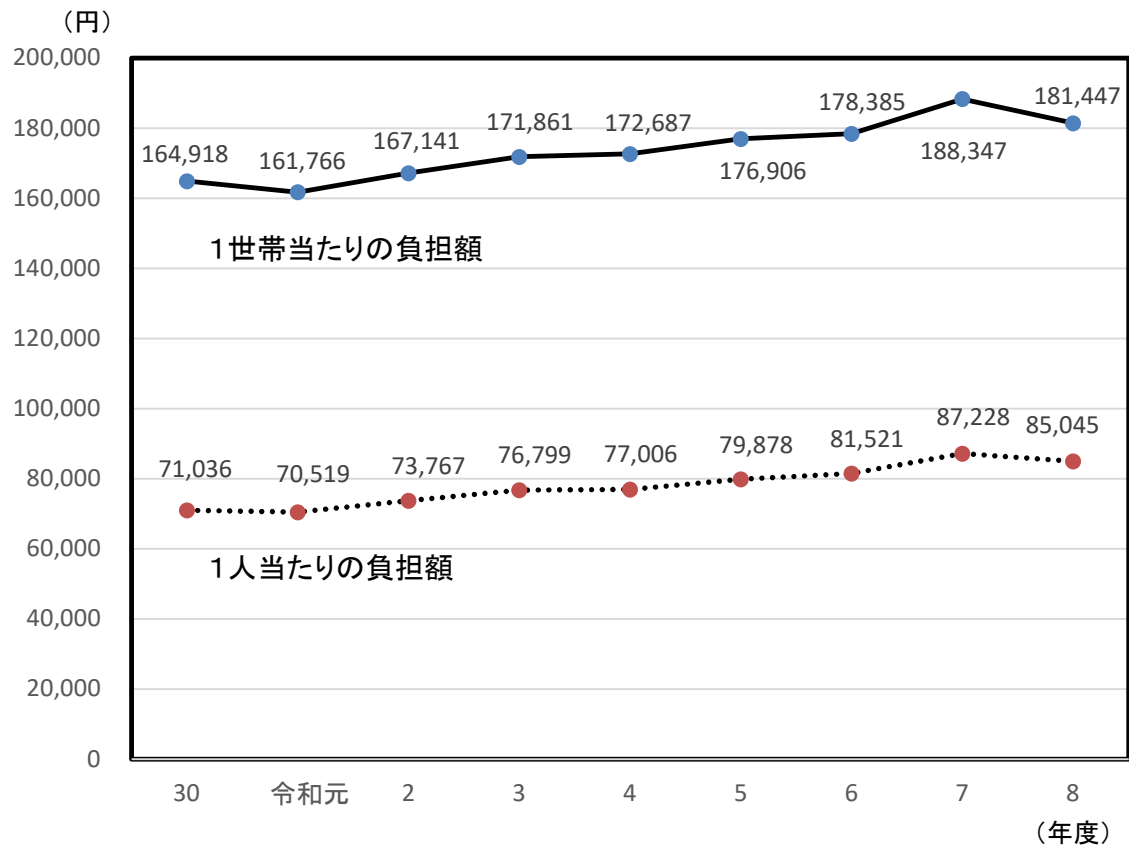


一般会計歳入に占める県税の割合



(注)各年度の決算額で対比しています。

1世帯・1人当たりの負担額の状況



(注)平成 30～令和6年度 決算額

令和7年度 最終予算額

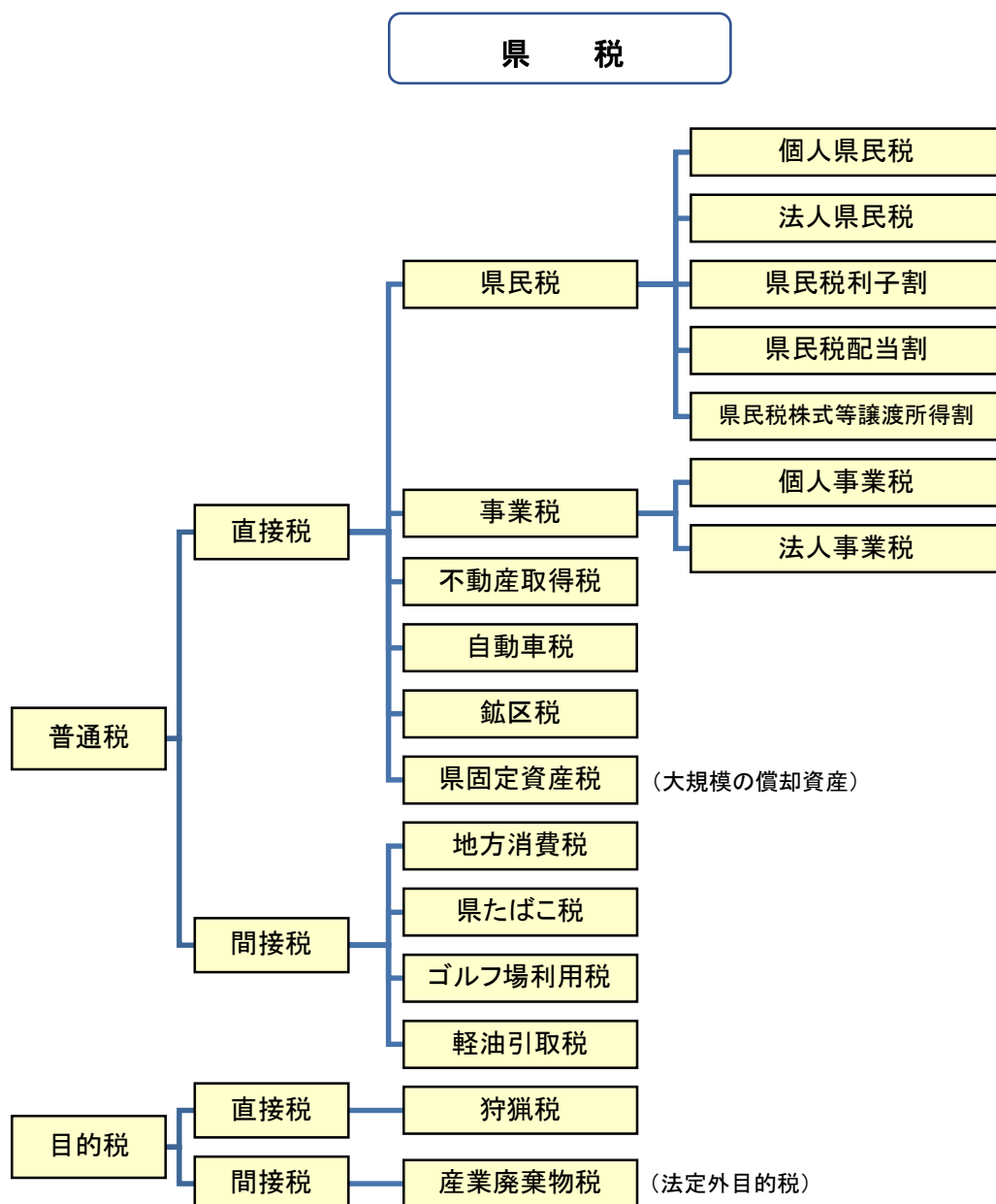
令和8年度 当初予算額

各年度の4月1日現在の推計人口及び世帯数により算出しています。

(法人県民税、法人事業税を除く。)

税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。
地方税はさらに、都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。



※宮崎県水と緑の森林づくり税は通称であり、個人県民税均等割及び法人県民税均等割の超過課税として課税されています。

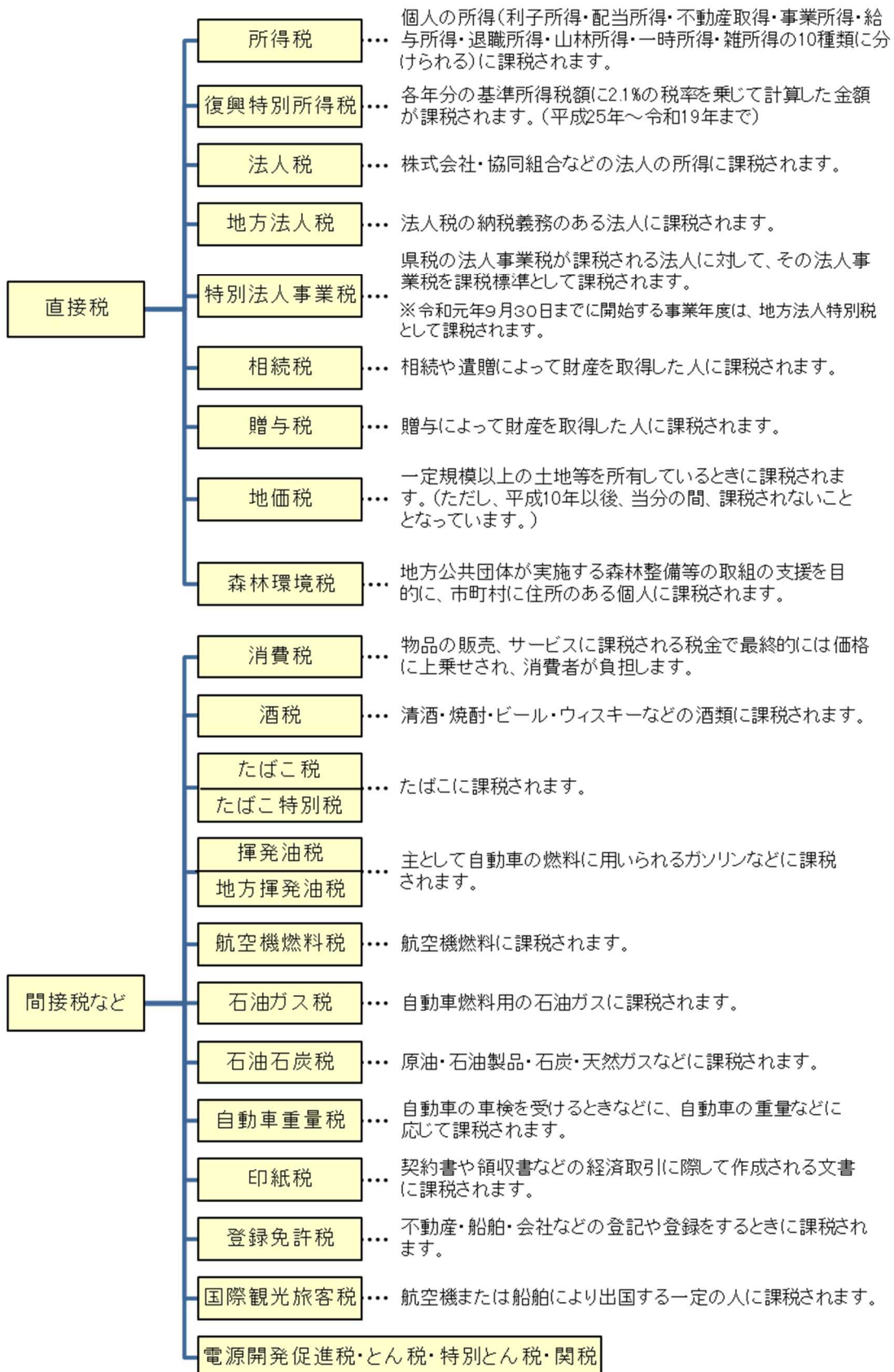
【使いみちによる分類】

- ・普通税…税金の使いみちが特定されていない税金
- ・目的税…税金の使いみちが特定されている税金

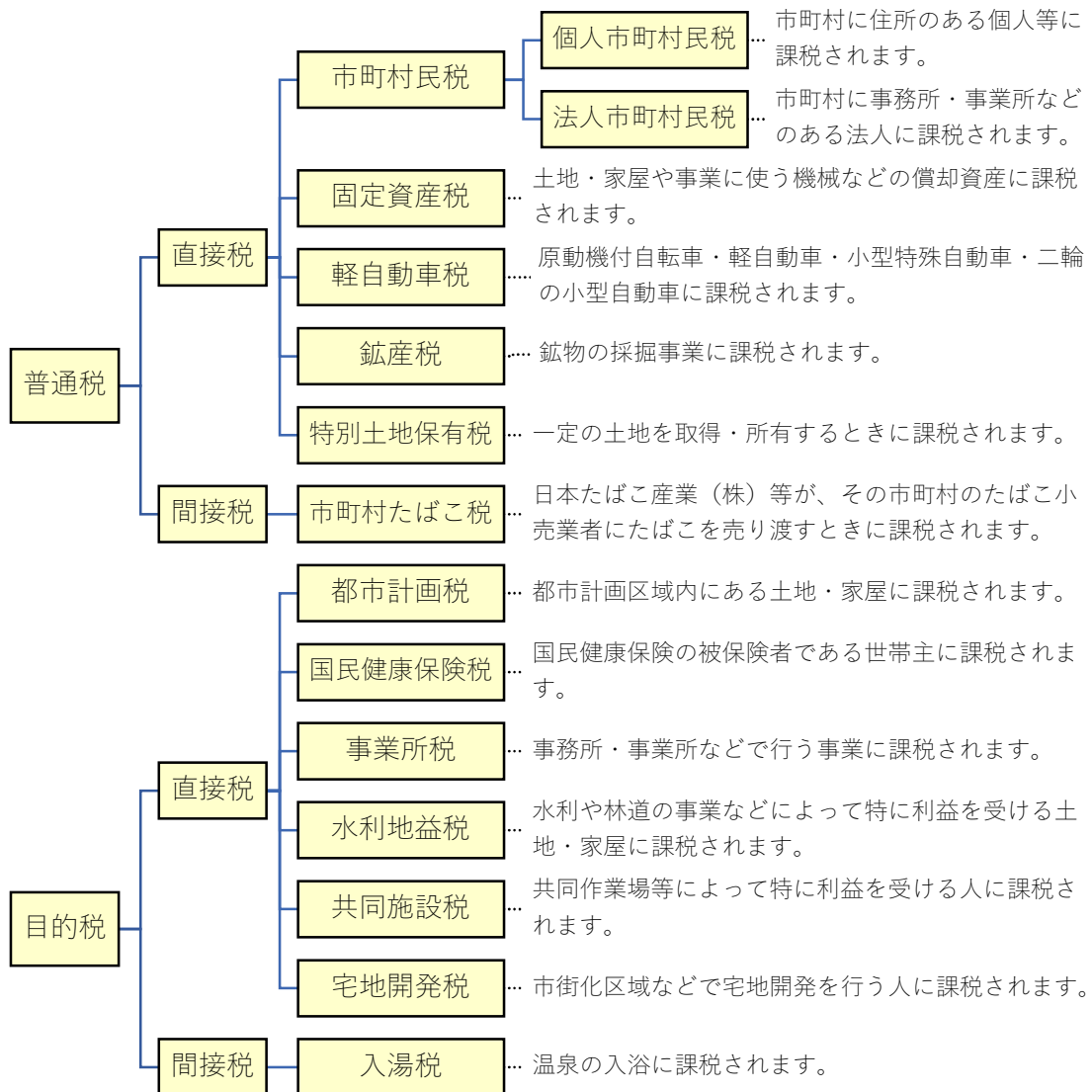
【納める方法による分類】

- ・直接税…税金を納める義務のある人と、その税金を実質的に負担する人とが同一人である税金
- ・間接税…税金を納める義務のある人と、その税金を実質的に負担する人とが異なる税金

国 税



市 町 村 税



○国税・地方税の機構

